Y-PORT事業推進に係る民間企業等が主催する会議等への

本市職員の知見等の提供に関する要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、民間企業等が個別具体的に海外インフラビジネスを展開することを目的とした本市職員への相談又は本市職員との情報交換等のために行う打合せ又は現場視察等以外で、民間企業等が主催する会議、講演会又はシンポジウム等（以下「会議等」という。）へ本市職員（本市が委託する外部人材等を含む。）を派遣し、都市経営のノウハウ等に係る知見又は情報の提供（以下「本市職員の知見等の提供」という。）を行う場合の手続等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

　（申請者）

第２条　本市職員の知見等の提供を申請できるのは、次に掲げる団体又はそのグループとする。

(1) 市内企業（横浜市内に主たる事務所又は事業所を有するものをいう。）を含む企業協議体（相当程度持続的な団体であり、その組織運営に関する事項を文書で定めているもの。）

(2) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

(3) 大学法人その他の教育機関

(4) その他上記に準ずると認められるもの

　（申請会議等）

第３条　本市職員の知見等の提供を求めることができる会議等は次に掲げる目的を有する等、横浜の持つ資源・技術を活用した公民連携による国際技術協力（Y-PORT事業：Yokohama Partnership of Resources and Technologies）」（以下「事業」という。）の推進に有益と認められるものでなければならない。

(1) 本市の都市経営のノウハウ及び経験、並びに本市の有する海外都市又は国際機関等の情報提供等を目的とするもの

(2) 市内企業等の有するインフラビジネスに係る技術、製品又は海外展開に当たっての知見等の情報交換を目的とするもの

(3) 市内企業等の関係者又は市民に対して事業の広報PRを行うことを目的とするもの

(4) その他知見等の提供により市としての公平性及び公正性が損なわれる恐れがなく、事業推進に寄与すると認められるもの

　（申請方法）

第４条　本市職員の知見等の提供を申請する場合は、次に掲げる事項を記載し、横浜市ホームページ上のY-PORTフロントの専用フォームにより行わなければならない。

(1) 会議等の目的

(2) 会議等の参加者

(3) 会議等の開催日時又は開催期間

(4) 会議等結果の公表及び非公表の別

(5) 会議等結果の活用内容

(6) 本市職員等に期待する知見又は情報

　（申請の処理）

第５条　国際局長は、第４条の申請があったときは、同条各号に掲げる申請内容、本市との連携協定等の有無及びその内容、並びに会議等への市内企業等の参加状況等を総合的に考慮し、事業の推進に資すると認めるときは、会議等に国際局職員を派遣し、知見等の提供を行うことができる。

２　前項の場合において、国際局以外の本市職員により知見等の提供を行うことが適当なときは、国際局長は関係区局長に会議等への所属職員の派遣及び知見等の提供を依頼することができる。

　（暴力団の排除）

第６条　横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団、条例第２条第４号に規定する暴力団員等、条例第２条第５項に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第７条に規定する暴力団員と密接な関係を有すると認められる者は、第２条の申請者であってはならず、本市職員の知見等の提供を受ける第３条の会議等の場に参加してはならない。

　（知見等の提供の中止）

第７条　本市職員の知見等の提供を行う場合において、第４条の規定による申請の内容に過誤、虚偽又は重大な変更があり事業の推進に資することがなくなったと認められるときは、国際局長は知見等の提供を中止することができる。

２　本市職員の知見等の提供を行う場合において、前条に反する事実があるときは、国際局長は知見等の提供を直ちに中止しなければならない。

３　前２項の場合において、第５条第２項の規定により、国際局長が関係区局長に会議等への所属職員の派遣及び知見等の提供を依頼しているときは、国際局長は直ちに当該区局長に知見等の提供の中止を依頼するものとする。

　（関係法令及び本市服務規定等の遵守）

第８条　本市職員の知見等の提供のために派遣される本市職員は、法令及び本市服務規程その他規則等を遵守し、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識し、自らを律して行動しなければならない。

　（疑義の決定）

第９条　この要綱の疑義又はこの要綱に規定のない事項については、関係者との協議に基づき、国際局長が定めるものとする。

　（庶務）

第10条　この要綱に基づく庶務は、国際局国際協力部国際協力課において処理する。

　　附　則

この要綱は、令和元年７月１日から施行する。